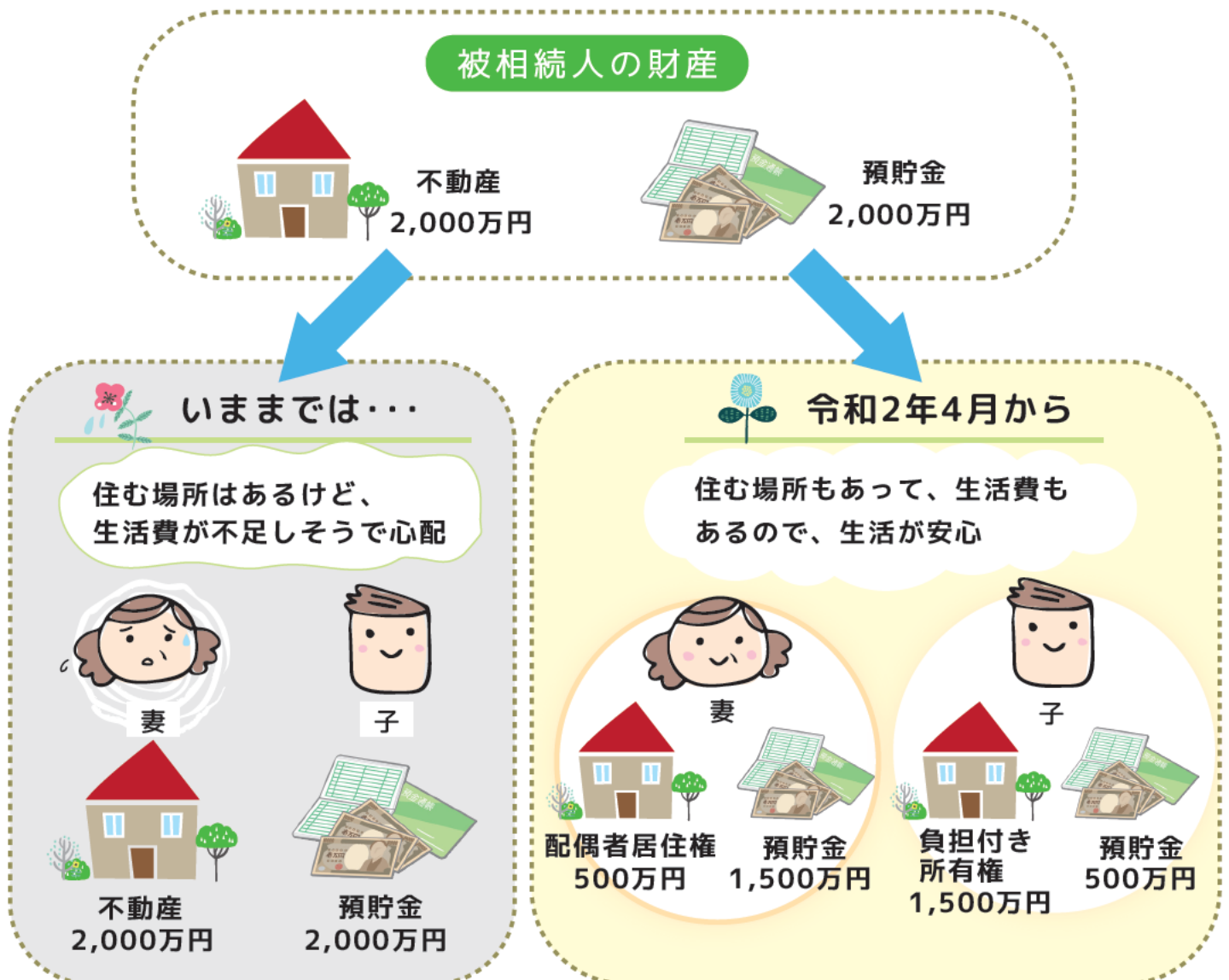


第4 世の中、高齢化で何が変わるの？

配偶者居住権ってどんな制度？

令和2年4月1日の民法改正によって、**配偶者居住権が創設**されました。

これによって、配偶者が相続開始時に被相続人所有の建物に居住していた場合に、遺産分割や遺言書の記載に基づき配偶者居住権を取得すれば、**終身又は一定期間、被相続人所有の建物に無償で居住することができるようになりました。**



※配偶者居住権の権利を第三者に対抗（主張）するためには、**登記が必要です！**



詳しくは、お近くの司法書士へご相談ください。
大阪司法書士会ホームページはコチラ

